



平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュ 白 土 朋 之
ニケーション室長
(TEL. 03-5284-8326)

訴訟の判決に関するお知らせ

株式会社GW長岡製作所（旧商号：株式会社SPC、以下、「GW長岡製作所」）より提起されていた訴訟（平成 26 年 11 月 21 日付け「株式会社GW長岡製作所からの訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示済み、以下、「本件訴訟」）につきまして、平成 27 年 12 月 24 日付けにて、東京地方裁判所よりGW長岡製作所の請求を棄却する旨の判決の言い渡しがありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、平成 26 年 10 月 31 日に開示しました「株式会社GW長岡製作所（仮差押え時の商号「株式会社SPC」）に対する本訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、GW長岡製作所との工事請負契約に基づく、工事代金の未収により生じた損害の回復を目的として、同社所有の不動産について東京地方裁判所に不動産仮差押命令の申立を行い、同年 8 月 12 日、同裁判所より不動産仮差押命令の発令を得ました。

これに対して、同社は、当社による不動産仮差押は違法であるとして、当社に対して損害金 2 億 4,550 万円、およびこれに対する訴状到達の日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを求める本件訴訟を、同年 11 月 10 日付けで提起していたものです。

2. 関連する訴訟の判決

当社は、別途、GW長岡製作所に対して、工事請負契約に基づく未払いの工事代金等の損害賠償を求める訴訟を同年 10 月 30 日付けで提起しておりました（平成 26 年 10 月 31 日付け「株式会社GW長岡製作所（仮差押え時の商号「株式会社SPC」）に対する本訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示済み）が、同訴訟については、既に平成 27 年 11 月 6 日付けにて、東京地方裁判所より当社の主張及び請求を完全に認容する判決が言い渡されております（平成 27 年 11 月 6 日付け「訴訟の判決に関するお知らせ」にて開示済み）。

3. 訴訟を提起した者の概要

(1) 名 称	株式会社GW長岡製作所（旧商号：株式会社SPC）
(2) 所 在 地	新潟県長岡市北陽一丁目 53 番地 55
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 丸山 俊志

4. 判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 27 年 12 月 24 日

5. 判決の内容

- ・原告（GW長岡製作所）の請求を棄却する。

・訴訟費用は原告（GW長岡製作所）の負担とする。

6. 今後の見通し

本判決による当社の平成27年12月期連結業績への影響は、軽微と見込まれます。なお、本件に関しまして、開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上